

八千代市地域公共交通会議(書面協議)

議題及び資料一覧

議題 1 コミュニティバス停留所の名称変更について

資料1-1 コミュニティバス運行ルート図八千代台コース

議題 2 阿宗橋線一部区間の廃止について

資料2-1 阿宗橋線一部区間の廃止について

資料2-2 既存系統図

資料2-3 廃止区間及び廃止停留所

資料2-4 阿宗橋線利用者数

議題 3 八千代市地域公共交通計画の策定について

資料3-1 委員意見まとめ

その他資料

資料4 八千代市地域公共交通会議設置要綱

資料5 八千代市地域公共交通会議委員名簿

別紙 採決書

コミュニティバス停留所の名称変更について

1 変更内容(案)

コミュニティバス八千代台コースの「八千代台西団地」停留所の名称を、表のとおり変更いたします。
なお、変更は名称のみで、ダイヤ等は現状のまま引き続き運行いたします。

変更前	変更後
八千代台西団地	八千代台西オーガスタ

2 変更理由

コミュニティバス八千代台コースの「八千代台西団地」停留所は、試行運行終了後の平成27年9月1日より、利便性向上を図るために設置され、運用が開始されました。

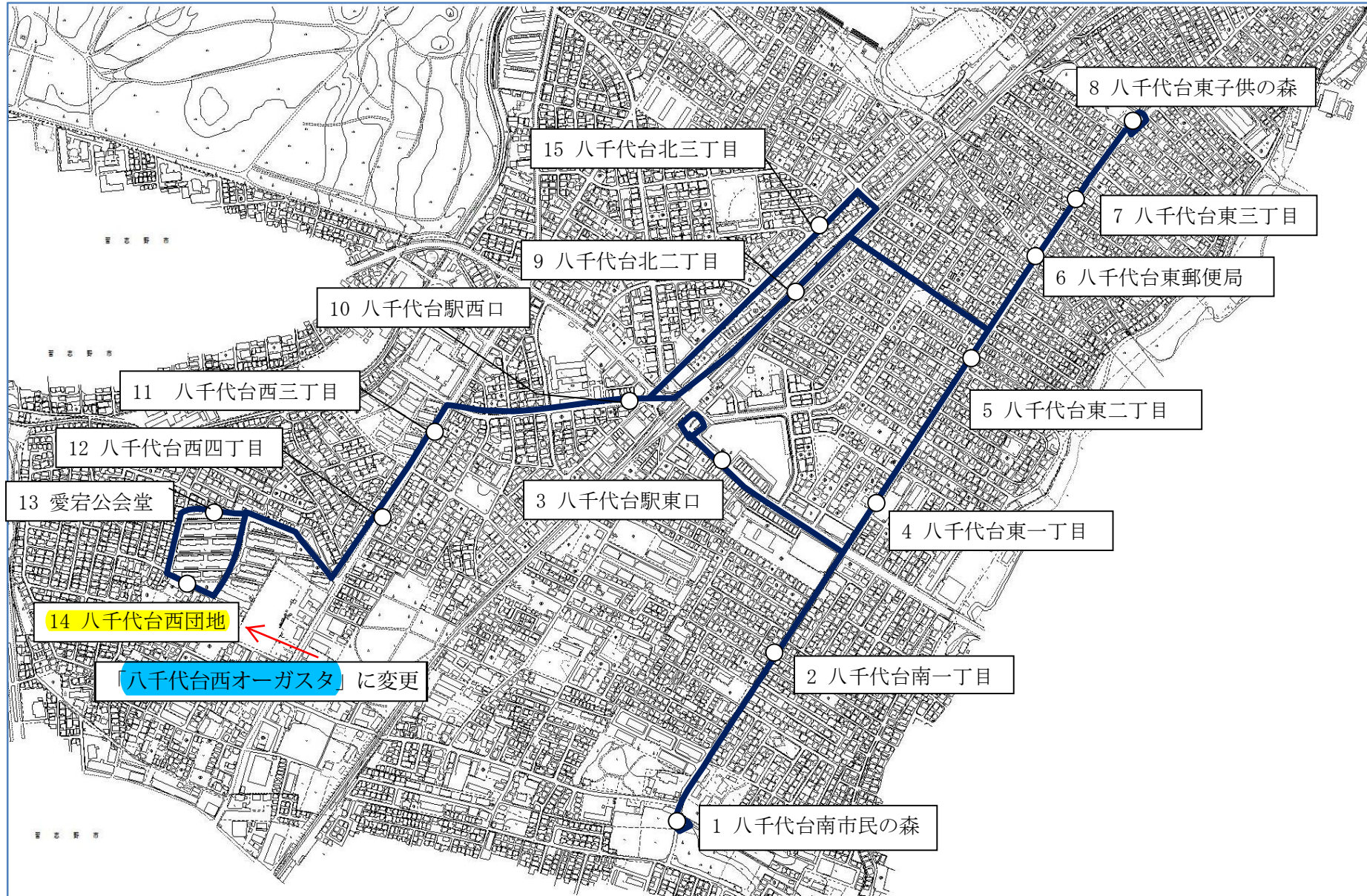
停留所を設置している八千代台西団地に名称を由来しておりますが、該団地は、平成31年4月1日に、管理組合法人により「八千代台西団地」から「八千代台西オーガスタ」に改称されました。

このことに伴いまして、八千代台西オーガスタ管理組合法人理事長及び八千代台西オーガスタ自治会長より、コミュニティバス停留所の名称も併せて変更してほしいとの要望を受けており、利用者の利便性も鑑みた結果、当停留所を「八千代台西オーガスタ」に名称変更したいと考えております。

3 変更時期

令和5年4月1日

年度途中での変更は混乱を招く恐れがあるため、来年度当初からの変更を目指し、作業を進める予定です。



コミュニティバス運行ルート図 八千代台コース

阿宗橋線一部区間の廃止について

発議者:東洋バス株式会社

新型コロナウイルス感染症の影響により輸送人員が急激に減少するなか、東洋バス株式会社では、運行の効率化を図るため、昨年度からダイヤ改正を実施しており、今年度も令和4年5月1日にもえぎ野線、阿宗橋線等についてダイヤ改正を実施いたしました(阿宗橋線、もえぎ野線の系統図については資料2-1「既存系統図」を参照)。

このダイヤ改正により、勝田台駅北口から上高野工業団地の区間を運行するバスが減便となりましたが、朝の通勤・通学時間帯については、引き続き利用者が多く、その輸送需要に対応できるよう現在運行に供している中型バスから大型バスへの車種の変更を検討しております。

しかしながら、上記の勝田台駅北口から上高野工業団地区間を運行する阿宗橋線の運行経路に、大型バスの運行が困難な狭隘箇所が存在するため、車種変更が困難となっています(狭隘箇所については、資料2-2「廃止区間及び廃止停留所」を参照)。

つきましては、運行の効率化及び輸送需要に対する対応として、阿宗橋線の上高野バス停から下宿バス停までの区間について廃止をいたしたく、八千代市地域公共交通会議に諮らせていただきます。

なお、この区間の廃止後も、阿宗橋線につきましては、もえぎ野線同様ほうゆうの里バス停から下宿東バス停を経由して運行し、従来と同様の本数を運行いたします。廃止区間の利用者につきましては、資料2-3「阿宗橋線利用者数」のとおり、1日平均利用者数は上り0.5人、下り1.7人となっており、利用者への影響については軽微と判断しております。

予定日:10月1日(土)

本件問い合わせ先

東洋バス株式会社(業務部)

担当 小川

TEL: 043-271-7621

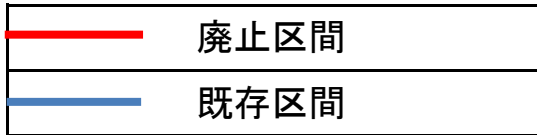
E-mail:ogawa@toyo-bus.co.jp

廃止区間及び廃止停留所

資料2-2

下宿～上高野間 2.4Km

運行回数 1.0回





狭隘箇所写真



もえぎ野・阿 宗橋～勝田台	阿宗 橋	須賀	保品	東築寺	松保橋	神野入 口	もえぎ野 車庫	東京成 徳大学	もえぎ野 中央	もえぎ野 北	はばた きセンタ ー	下宿	中宿	阿蘇小 学校	上宿	阿蘇中 学校	上高野	下宿東	八千代 ゴルフ クラブ	ほうゆ うの里	上高野 十字路	大山	村上団 地・村上 車庫	工業団 地第三	工業団 地第二	工業団 地第一	工業団 地入口	興和合 団地	黒沢池	勝田中 北口	勝田北 口	勝田北 口	乗車不 明	降車計 平均					
R04/05 平日	乗	降	乗	降	乗	降	乗	降	乗	降	乗	降	乗	降	乗	降	乗	降	乗	降	乗	降	乗	降	乗	降	乗	降	乗	降	乗	降	乗	降	乗	降			
6:04 最大							1		2	4								1	1		1	1									5	4	0						
村上団地経由平均							0.3		0.6	2.2								0.2	0.4		0.2	0.3								1.6	2.4	0.0			4.1				
6:30 最大							2		4	5	1							2				4	1						1	2	1	6	8	1					
もえぎ野平均							1.2		2.4	2.5	0.1							0.6				1.7	0.1					0.2	0.2	0.1	4.2	4.5	0.1			8.8			
6:55 最大							3		3	7	1							1				4	3				1	1	3	1	7	11	12	1					
もえぎ野平均							1.4		1.3	4.2	0.2							0.4				1.8	1.8			0.1	0.1	0.8	0.2	3.4	6.3	9.0	0.1			15.5			
7:50 最大							4		3	3	1							3	1	1	1	4	2		1	1	1	1	1	1	4	7	1						
もえぎ野平均							1.5		1.3	0.8	0.4							1.3	0.1	0.1	0.1	1.0	0.7		0.2	0.1	0.6	1.3	0.1	0.2	2.1	3.4	0.3			7.6			
9:40 最大							5		3	3								4	1	2	1	4	4		1	1	1	2	1	2	1	2	5	15	1				
もえぎ野平均							1.5		0.9	1.1								1.7	0.2	0.7	0.1	0.8	1.6		0.2	0.3	0.1	0.2	0.1	0.3	0.1	0.2	1.9	8.1	0.9			10.5	
12:05 最大							3	1	3	2	4							4	2	1	3	3	2		1	3	4	2	1	1	2	1	5	13	2				
もえぎ野平均							0.7	0.1	0.7	0.7	1.2							0.9	0.3	0.1	0.5	0.5			0.1	1.0	0.6	0.9	0.1	0.1	0.3	0.1	0.1	1.4	7.2	0.3			8.9
13:05 最大	3	2		1		1	2		2	2	1					1	2	1				2	2		3	2	1		1	1	1	3	10	1					
阿宗橋平均	0.3	0.2		0.3		0.3	0.6		0.2	0.3	0.2					0.1	0.3	0.1				0.3	0.2		1.4	0.4	0.1		0.1	0.1	0.2	0.7	4.9	0.3			5.7		
15:12 最大							3		1	2	1	18						4	2	1	2	2	1		2	4	1		1	2	5	22	1						
もえぎ野平均							0.9		0.2	0.3	0.1	14.2						0.6	0.2	0.1	0.9	0.1			0.6	0.3	0.3		0.1	0.2	2.5	15.6	0.1				18.8		
16:35 最大																								3	6	3	1		2	1	1	1	11	0					
村上車庫平均																								1.4	3.5	1.1	0.3		0.7	0.1	0.3	6.7	0.0				7.1		
17:05 最大																								22	14	12			2		10	34	2						
村上車庫平均																								7.5	6.1	4.2			0.4		4.4	13.8	0.2				18.3		
17:18 最大							4	2	7	2	2								9	2	3	2			9	5	7	2	1	15	27	3							
もえぎ野平均							2.1	0.5	3.8	0.7	0.9								5.7	0.6	1.5	0.5			4.8	2.4	4.6	0.1	0.2	9.9	19.1	0.8				29.1			
17:41 最大																								4	14	6	8	1	1	1	16	18	1						
村上車庫平均																								1.5	6.7	2.6	3.7	0.1	0.2	0.1	4.2	10.8	0.1				14.9		
18:05 最大																								9	12	9	3	2	4		12	20	3						
村上車庫平均																								4.6	5.5	3.7	0.9	0.2	0.5		5.0	12.7	0.3				17.7		
18:18 最大							5	4	4	2									9		3	2	1		9	6	4	3	1	2	7	29	2						
もえぎ野平均							3.0	0.7	1.1	0.3									4.1		1.6	0.5	0.1		4.1	2.4	0.8	0.2	0.3	0.3	3.4	15.9	0.4				19.6		
18:53 最大																								4	12	10	1	2	1	1	2	6	12	0					
村上車庫平均																								1.6	4.8	2.6	0.6	0.4	0.2	0.1	0.1	2.5	7.7	0.0				10.3	
19:17 最大																								4	7	12	3	3	1	1	1	4	14	1					
村上車庫平均																								1.3	2.5	2.5	0.8	0.3	0.1	0.1	0.1	1.2	6.5	0.1				7.7	
19:33 最大							4	4	2	1									3		1	1	1		6	6	8	2	1	2	6	16	1						
もえぎ野平均							1.5	1.7	0.7	0.1									1.2		0.7	0.3	0.1		2.9	2.4	3.2	0.4	0.1	0.9	2.5	11.9	0.1				15.3		
20:35 最大																								2	4	3	7	1	1	1	3	12	1						
村上車庫平均																								0.9	1.7	1.7	2.5	0.1	0.1	0.1	1.3	5.7	0.1				7.1		
21:25 最大																								2	3	2	6	1	1	2	2	10	0						
村上車庫平均																								0.2	1.5	0.4	1.8	0.4	0.2	0.2	0.5	4.1	0.0				4.6		

八千代市地域公共交通計画の策定について

1 経緯

八千代市では、これまで、交通不便地域の解消を目指し、地域からの要望をふまえた交通手段として、コンパクトカー等の導入を検討してきました。しかし、地域との協議や事業者ヒアリングを行い、ルート案の試走を行いました。課題が多く、事業の持続性を見込むことが困難との認識に至っています。

そのことについて、地域公共交通会議に諮ったところ、今後の施策を検討するにあたり、市域全体の状況と地域の特性をふまえた八千代市の公共交通の指針となる、総合的な交通計画の策定が必要であるとの方向性が示されました。

このことを受け、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律においても地方公共団体による作成が努力義務とされている「地域公共交通計画」の策定に向けて検討を開始しましたが、都市マスタープラン策定業務のなかで作成した公共交通路線の徒歩圏人口データによると、鉄道駅から800m、バス停留所から300mの公共交通沿線地域内（「都市構造の評価に関するハンドブック」）に、八千代市の人口の約90%が居住していることが確認されました。

上記の事実をふまえ、事務局としましては、新たにバス等の移動手段を市が確保するようなハード面での施策よりも、交通に問題を抱えている高齢者等のいわゆる交通弱者にとっての施策を優先的に検討することが重要と考え、令和3年12月に地域公共交通会議の委員に対し、意見照会を行いました。

2 計画策定にあたっての方向性

交通弱者への施策が重要ではないかという事務局案に対して、地域公共交通会議の委員からはおおむね賛同を得られており、他にも計画内で検討すべき事項について意見をいただきました（資料3-1）。これらの意見をふまえ、具体的な公共交通施策を検討していくにあたり、下記のような案を方向性とし、今後アンケート調査や事業者ヒアリング等を行い、計画の策定を行っていきたいと考えております。

① 路線バスを主体とした既存の交通サービスの維持、向上

本市は、公共交通沿線地域内に、人口の約90%が居住しており、一定程度、公共交通が発達した状況にあることから、こうした状況を将来的にも確保し続けるために、既存の交通サービスの維持、向上を目指した取り組みを検討

② まちづくりと連携した今後の公共交通のあり方の検討

現在、策定が検討されている立地適正化計画等との連携を視野に入れ、今後の公共交通のあり方を検討

- ③ 高齢者等外出支援の拡充検討
交通に問題を抱えている高齢者等のいわゆる交通弱者にとっての支援策の拡充を検討
- ④ 公共交通の利用促進に向けた啓発
既存の公共交通の維持や環境負荷の軽減等を目指し、公共交通の利用を促進するような取組を検討
- ⑤ 公共交通の利便性向上に向けた環境整備
利用者の方がより使いやすく、便利な地域公共交通となるように環境整備を推進
- ⑥ 新たなモビリティサービスの調査・研究
シェアサイクルやグリーンスローモビリティ、MaaSといった新たなモビリティサービスについて、先進事例の調査・研究を行い、本市における導入可能性等を検討

※上記はあくまで現時点での方向性となっており、今後、予定している市民アンケート調査や事業者ヒアリング等の結果及び今後の地域公共交通会議での議論によって、計画の内容については大きく変わる可能性があります。

3 計画策定期間

上記の方向性に基づく施策を検討するにあたり、その調査・協議には相当の時間が必要と考えられることから、令和4年度から5年度にかけて、専門知識を有するコンサルティング事業者への策定支援業務委託を行い、令和5年度中の策定を目指します。

★委員の皆さまには、上記の「計画策定にあたっての方向性」及び「計画策定期間」について、賛否及びご意見をいただきたいとするものです。

地域公共交通会議委員意見(令和3年12月:書面による意見照会)

①事務局の示した方向性について		
No	ご意見	回答
1	市で行っている、高齢者や障害者等を対象にしているタクシー利用補助の範囲拡大が効果的と考える。	ご意見を参考に計画策定を図ってまいります。
2	最低限移動の必要性について 通院や集会等社会参加など本人でなければならない場合、タクシー等への利用を推進し助成の拡大を図る。	ご意見を参考に計画策定を図ってまいります。
3	八千代市版の総合交通計画の方向性について、「優先的に高齢者等に特化した施策等の検討がまず必要」という考え方は、本当にサポートが必要な交通弱者に手厚く対応することでもよいと思います。 八千代市で行っている高齢者や障害者等を対象にしているタクシー利用補助は、資料の【参考:利用実績の推移】から見ると、対象範囲拡大(金額や対象)が効果的と考えます。 1点確認ですが、令和2年度に比べて、令和3年度は、利用者数(人)と延べ利用枚数(枚)が大幅に増えそうですが、どういった要因が考えられるでしょうか。	ご意見を参考に計画策定を図ってまいります。 令和3年度におけるタクシー利用補助の増につきましては、コロナ禍における外出控えが一定程度解消されつつあるものと考えております。
4	これまでの検討状況を踏まえると、「バス等の移動手段を市が用意して対応するようなハード面での施策」ではなく、「高齢者に特化した施策」を優先的に検討するという方向性はやむを得ないと考えますが、「タクシーによる高齢者外出支援事業」による、バス事業への影響に十分留意頂きたいと考えます(特に助成対象者の選定に際して)。	ご意見を参考に計画策定を図ってまいります。 また、高齢者外出支援事業の今後の検討に際しましては、既存の公共交通への影響についても留意してまいります。
5	優先順位を高齢者からの対応検討には賛成致します。 昨年度の県内交通事故死の65%が65歳以上の方である事からも高齢者の安全を確保する事は重要。 但し、高齢者福祉対策と公共交通対策の関係性はどの様に棲み分けして考えるのか？	地域公共交通計画の策定にあたりましては、関係部局と協議しながら、バスやタクシー等の地域公共交通と高齢者等への福祉施策を総合的に検討してまいります。
②交通計画で検討すべき事項について		
No	ご意見	回答
6	今後市内の小中学校の統廃合によりスクールバス等が運行される事と考えますが、この利用方法を一般へ拡大することの検討。	阿蘇米本地域における通学支援バスにつきましては、路線バスではなく、貸切バスとして運行しており、道路運送法上、有償での一般利用はできません。 通学支援バスを一般利用と共用することには様々な課題がございますことから、今後の検討課題とさせていただきます。
7	東葉高速線の料金値下げ。	東葉高速線の料金に関し、通学定期の割引率の引き上げについては、従前より市から東葉高速鉄道株式会社に働きかけをしておりますが、会社が抱える多額の有利子負債の問題もありませんことから、計画内での言及については、今後検討してまいります。
8	公共交通の利用促進について 運行に関する情報提供等々	ご意見を参考に計画策定を図ってまいります。
9	公共交通の環境整備 各駅の自転車置き場、バス停配置・待合環境、バリアフリー化、歩道や自転車道の整備	ご意見を参考に計画策定を図ってまいります。
10	工夫すれば移動しなくても済む場合 買い物等は通信販売の利用を促したり、事業者に依頼して一定の区域を定めて公園、公会堂等公共のところで自動車販売を行ったりする。 処方箋による薬の受取は業者に依頼して利用の説明のため患者宅まで届けて貰う	地域公共交通計画は、地域の移動手段を確保するために、地域にとって望ましい地域旅客運送サービスの姿を明らかにするものであることから、移動不要な生活様式等に係る事項につきましては、計画内では言及しない予定となっております。 なお、市内の移動スーパーや訪問販売等につきましては、市からも情報提供等を行ってまいります。
11	各種のクリニックや金融機関、商業施設、公共機関等一定の区域を指定してコンパクトシティ構想を考えてもいいのではないかと思います。	医療・福祉・子育て支援・商業等の民間サービス施設や行政施設の誘導につきましては、今後、立地適正化計画のなかで、関連する計画や施策と連携を図りながら、検討する必要があるものと考えております。 なお「立地適正化計画」につきましては、今後、市街化区域への編入を予定している地区があることから、その状況を踏まえて検討いたします。

②交通計画で検討すべき事項について		
No	ご意見	回答
12	八千代市版の総合交通計画の策定のスケジュールは？いつまでに作成する予定でしょうか。	令和5年度内の策定を予定しております。詳細なスケジュールにつきましては、今後お知らせいたします。
13	まちづくりとの連携について 八千代市庁舎建て替えに伴う市役所をハブとしたネットワークについてはどう考えているのでしょうか？	公共施設循環バス(ぐるっと号)や公共施設へのアクセスが主な利用目的であったコミュニティバス(八千代台コース以外)については利用者が伸びず廃止となった経緯がございます。こうしたことから、市庁舎をハブとする交通ネットワークの形成は難しいものと考えております。
14	新たなモビリティサービスの提供または調査研究について シェアサイクル推進(習志野市や千葉市等で実施例が既に多いですが八千代市は?)、グリーンスローモビリティ、超小型モビリティ、自動運転、MaaSの導入調査等...	ご意見を参考に計画策定を図ってまいります。
15	交通の利便性向上はコストとのトレードオフであることは共通認識と考えます。コストを無視してバス等を市が提供することは簡単ではあるが、継続性が出来ない事はすべきではない。	ご意見を参考に計画策定を図ってまいります。
16	コミュニティバスの利用者数・収支の調査資料が有りますが、調査すべきは利用目的でそこから新たな対応が可能。 タクシー利用補助に関しても同様の利用目的調査が必要。	ご意見を参考に計画策定を図ってまいります。
17	交通空白地域の解消や拡大防止について これについては駅800m及びバス停300m圏外の人口10%(約2万人)をどうするかだと思いますが、いただいた資料では方向性が良くわかりませんので教えてください。	交通空白地域をゼロにすることは困難と考えておりますが、計画策定の過程で交通不便地域等についても整理し、そうした地域に居住している交通弱者対策の拡充や、事業の継続性が見込める場合は、新たな公共交通の導入等についても検討してまいりたいと考えております。
18	バス事業は、コロナ禍で大変、経営が圧迫されておりますが、赤字系統であっても、これまでのところ、何とか路線を維持しております。八千代市様からは、コロナ禍における事業者支援を頂いておりませんので、各種施策の実施に際しては、既存バス事業への影響に十分に留意頂きたいと考えます。	地域公共交通計画の策定及び各種施策の実施に際しましては、既存の公共交通への影響についても留意してまいります。

※内容を損ねない範囲で、表現を変えているものもございます。

○八千代市地域公共交通会議設置要綱

制定 平成20年 7月24日告示第100号
改正 平成20年11月25日告示第133号
平成27年 1月 8日告示第 2号
令和 2年12月 7日告示第304号

(設置)

第1条 道路運送法（昭和26年法律第183号）に基づき、地域における需要に応じた住民の生活に必要な旅客輸送の確保その他の旅客の利便の増進を図り、地域の実情に即した輸送サービスの実現に必要な事項の協議を行うとともに、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（平成19年法律第59号）第6条第1項の規定に基づき、地域公共交通計画（次条において「交通計画」という。）を含む地域公共交通に関する計画の作成及び実施に関し必要な協議等を行うため、八千代市地域公共交通会議（以下「交通会議」という。）を設置する。

(協議事項)

第2条 交通会議は、次に掲げる事項を協議する。

- (1) 交通計画等の作成及び変更の協議に関する事項
- (2) 交通計画等の実施に係る連絡調整に関する事項
- (3) 交通計画等に位置づけられた事業の実施に関する事項
- (4) 地域の実情に応じた適切な乗合旅客輸送の態様及び運賃、料金等に関する事項
- (5) 市運営有償輸送の必要性及び旅客から収受する対価に関する事項
- (6) 交通会議の運営方法その他交通会議が必要と認める事項

(組織)

第3条 交通会議の委員は、次に掲げる者とする。

- (1) 八千代市長又はその指名する者
- (2) 一般乗合旅客自動車運送事業者その他の一般旅客自動車運送事業者
- (3) 一般社団法人千葉県バス協会
- (4) 市民又は利用者
- (5) 国土交通省関東運輸局千葉運輸支局長又はその指名する者
- (6) 一般旅客自動車運送事業者の事業用自動車の運転者が組織する団体
- (7) 千葉県総合企画部交通計画課長又はその指名する者

- (8) 千葉県八千代警察署長又はその指名する者
 - (9) 道路管理者
 - (10) 学識経験者
 - (11) 一般社団法人千葉県タクシー協会京葉支部
 - (12) その他市長が必要と認める者
- 2 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 3 委員は、再任されることができる。

(役員)

第4条 交通会議に次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
 - (2) 副会長 1名
 - (3) 監事 2名
- 2 会長は、前条第1項第1号に規定する者をもって充て、副会長及び監事は、委員の中から会長が指名する。
- 3 会長は、会務を総理し、交通会議を代表する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。
- 5 監事は、会計監査を行う。

(会議)

第5条 交通会議の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集し、会議の議長となる。

- 2 会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。
- 3 会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 4 交通会議は、必要があると認めるときは、委員以外の者に出席を求め、意見を聴くことができる。
- 5 委員（第3条第1項第1号、第4号及び第10号に掲げる者を除く。）がやむを得ず会議を欠席する場合は、当該委員を代理する者を出席させることができる。この場合において、会議を欠席する委員は、あらかじめその委員を

代理する者の氏名、役職等を会長に報告しなければならない。

6 前各項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合は、書面を委員に送付して、協議事項等について可否を問い、その結果をもって、第3項に規定する会議の議決に代えることができる。

(1) 協議事項等の内容が軽微なものであり、会議に諮る必要がないと認める場合

(2) 緊急の必要があり会議を招集する時間的余裕がない場合その他やむを得ない事由のある場合

(3) 前2号に掲げるもののほか会長が認める場合
(協議結果の取扱い)

第6条 交通会議において協議が調った事項について、関係者はその結果を尊重し、当該事項の誠実な実施に努めるものとする。

(幹事会)

第7条 交通会議は、会議の運営に当たって必要な事項を処理するため、幹事会を置くことができる。

2 幹事会は、第3条第1項に規定する委員その他交通会議が必要と認めた者で構成する。

3 幹事会は、必要に応じて、関係者を招集し意見を聴くことができる。

(報償)

第8条 第3条第4号及び第10号に掲げる委員が会議に出席したときは、当該委員に対し、日額7,000円の報償費(実費弁償を含む。)を支払うものとする。

2 前項の規定による報償費の支給を辞退する者については、同項の報償費は支給しない。

(庶務)

第9条 交通会議の庶務は、公共交通担当部門において処理する。

(経費)

第10条 交通会議の予算編成、現金の出納その他財務に必要な事項は、別に定める。

(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか、交通会議の運営に関し必要な事項は、
会長が交通会議に諮り定める。

附 則

この告示は、公示の日から施行する。

附 則（平成20年告示第133号）

この告示は、平成20年12月1日から施行する。

附 則（平成27年告示第2号）

この告示は、公布の日から施行する。

附 則（令和2年告示第304号）

この告示は、公示の日から施行する。

八千代市地域公共交通会議委員名簿

資料5

NO	区分	氏名	職名
1	1号委員	鈴木 智久	八千代市都市整備部長
2	2号委員	三浦 裕樹	京成バス株式会社営業部長
3		中村 啓介	船橋新京成バス株式会社取締役営業部長
4		佐藤 克己	千葉内陸バス株式会社代表取締役社長
5		檜山 雅紀	ちばレインボーバス株式会社取締役社長
6		小川 光春	東洋バス株式会社取締役業務部長
7	3号委員	成田 斉	一般社団法人千葉県バス協会専務理事
8	4号委員	岡本 憲始	公募市民
9		谷村 勝	公募市民
10		那須原 和良	公募市民
11		芦田 文夫	公募市民
12	5号委員	高橋 直人	関東運輸局千葉運輸支局首席運輸企画専門官
13	6号委員	高橋 光浩	京成バス労働組合長沼分会分会長
14	7号委員	渡邊 彰	千葉県総合企画部交通計画課企画調整班長
15	8号委員	森下 健二	八千代警察署交通課長
16	9号委員	島原 善信	千葉土木事務所維持課長
17	10号委員	藤井 敬宏	日本大学理工学部教授
18	11号委員	細谷 清	千葉県タクシー協会京葉支部事務局長
19	12号委員	浅倉 正弘	八千代市経済環境部長
20		糟谷 龍郎	八千代市健康福祉部長

任期:令和5年(2023年)1月31日まで

採 決 書

令和4年 月 日

八千代市地域公共交通会議
会長 鈴木 智久 宛

委員名 _____

八千代市地域公共交通会議（書面協議）における議題の採決について

議題1 コミュニティバスの停留所の名称変更について

賛成 反対 ←どちらかに○をつけてください

御意見があればお書きください。

議題2 阿宗橋線一部区間の廃止について

賛成 反対 ←どちらかに○をつけてください

御意見があればお書きください。

議題3 八千代市地域公共交通計画の策定について

賛成

反対

←どちらかに○をつけてください

御意見があればお書きください。

